

起案日		平成22年2月9日		決裁日		22.2.15日	
課内		検討者					決裁者
担当者	起案責任者				総務部長	副市長	市長
副主幹兼 人事係長 	職員課長  Tel 2321						
主幹兼 給与係長 	職員研修 対策監	意見					
		合議者					
ファイリング マネージャー	公印						
		意見					
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否	

件名： 市長の退職手当の支給について

標記の件について、市長の1期目の任期が平成22年2月5日をもって満了となったことから、「常勤特別職職員の退職手当に関する条例」（以下「条例」という。）第2条から第4条までの規定に基づき、下記のとおり退職手当を支給します。

<裏面につづく>

1. 1期目任期 : 平成18年2月6日から平成22年2月5日まで

(条例第4条の規定により在職月数は48月)

61,662

2. 退職手当額の算定

$$911,000円 \times 48月 \times 50 / 100$$

$$= 21,864,000円$$

○常勤特別職職員の退職手当に関する条例

(退職手当の支給)

第2条 この条例による退職手当（以下「退職手当」という。）は、特別職職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、任期ごとに支給するものとする。

(退職手当の支払)

第2条の2 退職手当は、特別職職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、特別職職員の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じた額に、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の50

(2) 副市長 100分の35

(在職月数の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職月数の計算は、特別職職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（当該月数が48を超えるときは、48）による。

○延岡市特別職職員給与条例

(給料等の額)

第3条 市長等の給料及び非常勤職員の報酬の額は、別表第1に定める額とする。

別表第1（第3条関係）

職名		給料又は報酬の額	
市長		月額	955,000円
副市長		月額	770,000円
監査委員	議員のうちから選任される委員	月額	36,000円
	識見を有する者のうちから選任される委員	月額	210,000円
教育委員会	委員長	月額	102,000円
	委員	月額	69,000円
選挙管理委員会	委員長	月額	53,000円
	委員	月額	40,000円
農業委員会	会長	月額	56,000円
	副会長	月額	46,000円
	委員	月額	44,000円
公平委員会委員		日額	7,500円
固定資産評価審査委員会委員		日額	7,500円
投票所の投票管理者		1回につき	12,600円
期日前投票所の投票管理者		1回につき	11,100円
開票管理者		1回につき	10,600円
選挙長			
投票所の投票立会人		1日につき	10,700円
		(当該投票所の投票に係る時間の一部について職務に従事しないときは、10,700円を当該職	

(裏面に特例措置記載)

	務に従事した時間に応じて按分した額)
期日前投票所の投票立会人	1日につき 9,500円 (当該期日前投票所の投票に係る時間の一部について職務に従事しないときは、9,500円を当該職務に従事した時間に応じて按分した額)
開票立会人	1回につき 8,800円
選挙立会人	
社会教育指導員	月額 97,000円
介護認定審査会委員	日額 18,000円
家庭相談員	月額 120,000円
市政連絡員	1世帯当たり月額 113円
交通指導員	月額 7,400円
外国語指導助手	月額320,000円以内の額で市長が定める額
国際交流員	
学校医、学校歯科医、学校薬剤師	勤務する学校数、児童生徒数、勤務内容等を勘案して任命権者が定める額
附属機関の委員、その他の非常勤職員	日額 6,300円 (特に市長が必要があると認める場合は、日額20,000円以内の額で一般職職員の給与との権衡を考慮して市長が定める額)

○延岡市長の給料の特例に関する条例

延岡市長の給料の特例に関する条例

平成18年12月21日

条例第101号

平成19年1月1日から平成22年2月5日までの間における市長の給料の額は、延岡市特別職職員給与条例（平成11年条例第3号）第3条の規定にかかわらず、月額911,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

		課室名		職員課			
起案日		平成22年3月1日		決裁日		22.3.8日	
課内		検討者					決裁者
担当者	起案責任者				総務部長	副市長	市長
副主幹兼 人事係長 	職員課長  Tel 2321						
主幹兼 給与係長	職員研修 対策監	意見					
		合議者					
ファイリング マネージャー	公印						
		意見					
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否	

件名： 副市長の退職手当の支給について

標記の件について、副市長の1期目の任期が平成22年2月28日をもって満了となったことから、「常勤特別職職員の退職手当に関する条例」（以下「条例」という。）第2条から第4条までの規定に基づき、下記のとおり退職手当を支給します。

<裏面につづく>

1. 1期目任期 : 平成18年3月1日から平成22年2月28日まで

(条例第4条の規定により在職月数は48月)

2. 退職手当額の算定

$$770,000円 \times 48月 \times 35 / 100$$

$$= 12,936,000円$$

○常勤特別職職員の退職手当に関する条例

(退職手当の支給)

第2条 この条例による退職手当（以下「退職手当」という。）は、特別職職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、任期ごとに支給するものとする。

(退職手当の支払)

第2条の2 退職手当は、特別職職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、特別職職員の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じた額に、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の50

(2) 副市長 100分の35

(在職月数の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職月数の計算は、特別職職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（当該月数が48を超えるときは、48）による。

○延岡市特別職職員給与条例

(給与の種類)

第2条 市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料等の額)

第3条 市長等の給料及び非常勤職員の報酬の額は、別表第1に定める額とする。

別表第1（第3条関係）

職名	給料又は報酬の額
副市長	月額 770,000円